

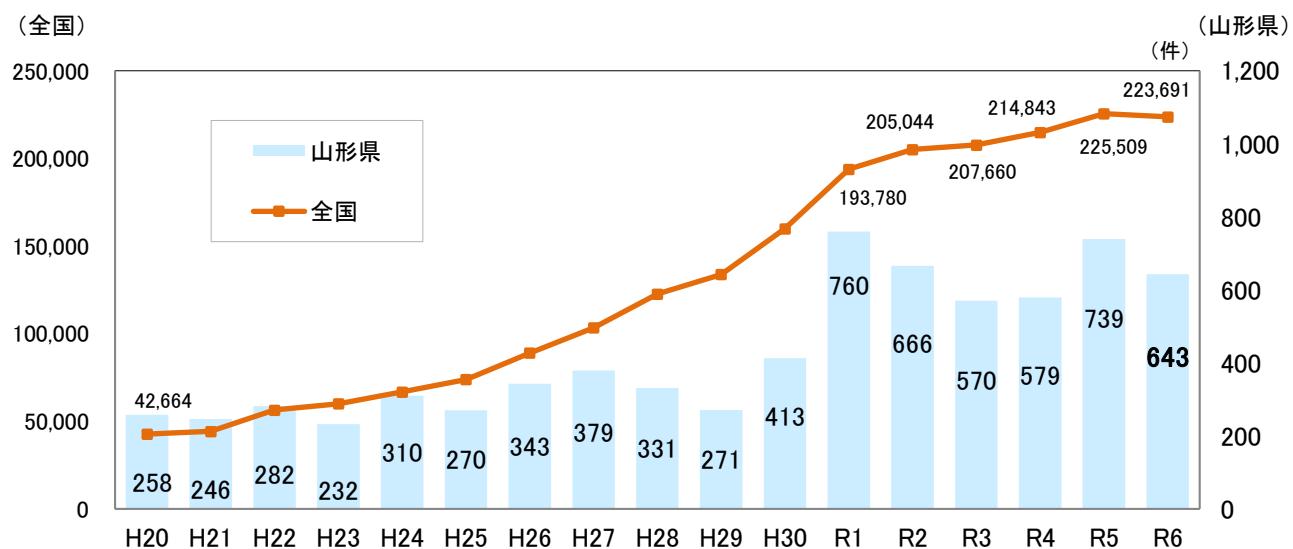
山形県の児童虐待の状況(令和6年度)

1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

令和6年度の本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数※は643件で、前年度から96件減少（▲13.0%）となりました。

児童虐待相談対応件数は長期的に増加傾向にあり、令和6年度は前年度から減少したものの、依然として年間600件を超える高い水準にあります。

※児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置を行った件数



	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
山形県 (対前年度比)	760件 (+84.0%)	666件 (▲12.4%)	570件 (▲14.4%)	579件 (+1.6%)	739件 (+27.6%)	643件 (▲13.0%)
全国	193,780件	205,044件	207,660件	214,843件	225,509件	223,691件

出典:厚生労働省 令和6(2024)年度福祉行政報告例の概況

2 児童虐待の状況

(1)相談経路

警察等が402件（62.5%）と最も多く、次いで本人・家族・知人が82件（12.8%）となっています。

	本人・ 家族・知人	市町村	学校等	警察等	保健・ 医療機関	その他 機関	計
R4年度	63件 (10.9%)	56件 (9.7%)	16件 (2.8%)	377件 (65.1%)	7件 (1.2%)	60件 (10.4%)	579件 (100.0%)
R5年度	80件 (10.8%)	56件 (7.6%)	21件 (2.8%)	515件 (69.7%)	11件 (1.5%)	56件 (7.6%)	739件 (100.0%)
R6年度	82件 (12.8%)	64件 (10.0%)	26件 (4.0%)	402件 (62.5%)	10件 (1.6%)	59件 (9.2%)	643件 (100.0%)

出典:厚生労働省 令和6(2024)年度福祉行政報告例の概況

(2) 主な虐待者

実親（実父、実母）が522件（81.2%）と最も多くなっています。

	実父	実母	実父以外の父	実母以外の母	その他（同居親族等）	計
R4年度	263件 (45.4%)	281件 (48.5%)	21件 (3.6%)	4件 (0.7%)	10件 (1.7%)	579件 (100.0%)
R5年度	254件 (34.4%)	357件 (48.3%)	90件 (12.2%)	12件 (1.6%)	26件 (3.5%)	739件 (100.0%)
R6年度	306件 (47.6%)	216件 (33.6%)	84件 (13.1%)	2件 (0.3%)	35件 (5.4%)	643件 (100.0%)

出典：厚生労働省 令和6(2024)年度福祉行政報告例の概況

実親：522件（81.2%）

(3) 虐待の種類

心理的虐待が370件（57.5%）と最も多く、次いで身体的虐待が157件（24.4%）となっています。

	心理的虐待	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
R4年度	342件 (59.1%)	150件 (25.9%)	78件 (13.5%)	9件 (1.6%)	579件 (100.0%)
R5年度	466件 (63.1%)	163件 (22.1%)	99件 (13.4%)	11件 (1.5%)	739件 (100.0%)
R6年度	370件 (57.5%)	157件 (24.4%)	107件 (16.6%)	9件 (1.4%)	643件 (100.0%)

出典：厚生労働省 令和6(2024)年度福祉行政報告例の概況

(4) 被虐待児の年齢構成

未就学児童（0歳～3歳未満、3歳～就学前の合計）が250件（38.9%）となっています。

	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生等	計
R4年度	96件 (16.6%)	161件 (27.8%)	194件 (33.5%)	83件 (14.3%)	45件 (7.8%)	579件 (100.0%)
R5年度	132件 (17.9%)	185件 (25.0%)	264件 (35.7%)	104件 (14.1%)	54件 (7.3%)	739件 (100.0%)
R6年度	108件 (16.8%)	142件 (22.1%)	239件 (37.2%)	89件 (13.8%)	65件 (10.1%)	643件 (100.0%)

出典：厚生労働省 令和6(2024)年度福祉行政報告例の概況

未就学児童：250件（38.9%）

3 児童相談所の対応

関係機関と連携しながら在宅で指導する「面接指導」が569件（88.5%）と最も多く、次いで親子を分離して処遇する「施設入所・里親委託」が40件（6.2%）となっています。

	面接指導	施設入所・里親委託	その他	計
R4年度	517件 (89.3%)	37件 (6.4%)	25件 (4.3%)	579件 (100.0%)
R5年度	668件 (90.4%)	39件 (5.3%)	32件 (4.3%)	739件 (100.0%)
R6年度	569件 (88.5%)	40件 (6.2%)	34件 (5.3%)	643件 (100.0%)

出典：厚生労働省 令和6(2024)年度福祉行政報告例の概況

県内の主な相談窓口

(1) 子育ての不安や悩みの相談

○ こども家庭センター（市町村）

妊産婦、子育て家庭、子どもに対し母子保健分野と児童福祉分野が一体的に相談支援を行い、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を実施します。

○ 児童家庭支援センター

児童養護施設に付設された民間相談機関として、支援相談員や心理療法士が地域の児童に関する幅広い相談について施設の専門的な知識を活かして相談に対応します。

- ・児童家庭支援センター「シオン」(鶴岡市) ☎ 0235-68-5477
 - ・子ども家庭支援センター「チェリー」(寒河江市) ☎ 0237-84-7111

○ 親子のための相談 LINE

子育ての不安、しつけ、家庭内暴力、いじめ、不登校など、家庭や家族の悩み全般について、18歳未満の子どもや、その保護者の方からの相談をLINEで受け付けています。

※右の二次元コードを読み取り、LINEアプリから友達登録をして利用ください。



(2) 児童虐待等に関する相談・通告

○ 兒童相談所

児童虐待や非行など、18歳未満の子どもの問題について、児童福祉司や児童心理司等が専門的な相談支援を行います。

- ・福祉相談センター（中央児童相談所）（山形市）
☎ 023-627-1195
 - ・庄内児童相談所（鶴岡市）
☎ 0235-22-0790

虐待かもと思ったら、すぐに連絡をお願いします。



※お近くの児童相談所につながります。
(24時間対応 通話料無料)

＜参考＞児童虐待の種類

身体的虐待

なぐ け たた
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、
やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、
ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待

おど 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など